

## 【研究ノート】

### スラップ 切片を集めて——ハンセン病をめぐる療養所の史料論へ

阿部 安成

#### はじめに —問題の所在—

「ハンセン病問題に関する事実検証調査事業を受託」した財団法人日弁連法務研究財団は、その「課題」には「我が国において、ハンセン病患者の方々に対する隔離政策が長年にわたって継続され、多大な人権侵害と悲惨な被害をもたらしてきた、その事実を、私たち社会がどう受け止め、どのように今後にかかしていくのか。その検証を国家の事業として行うことの歴史的意義はたいへん大きなものがあつた」ととらえ、<sup>①</sup>そのうえで、「ハンセン病患者・家族・回復者への差別と偏見」による「人権侵害の再発を防止するためには、国の責任とともに、自治体の責任、国民の責任についても究明していかなければならない。そうした際、厚生労働省をはじめとする国の機関、自治体、ハンセン病療養所、ハンセン病療養所入所者自治会などに所蔵されている資料の活用は不可欠となる」ので、国や各自治体にくわえ、「各ハンセン病療養所、全療協会、各療養所入所者自治会の保存資料については、そのまま各機関で保存することを求めたい。可能であれば、全療協、各療養所等において資料室を設置し、療養所側と入所者・自治会側の双方の資料を保存することが望まれる」との提言を記した。<sup>②</sup>

同財団は前掲『ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書』におい

切片を集めて——ハンセン病をめぐる療養所の史料論へ

て、「ハンセン病問題に関する事実検証調査」と「人権侵害の再発を防止する」ために必要不可欠の事業として、くりかえし「資料」の語を用いて、その「保存」と「活用」とをうったえていた。しかし、「国立及び私立のすべてのハンセン病療養所を訪問し実施した現地検証」も、その期間がわずかに「2年半という短」さだったゆえか（はじめに）、そのひとつの「成果」として、同財団による前掲『ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書』に収載された、「関連資料／資料1 近現代日本ハンセン病関係年表及びハンセン病文書等」の「第2 国、自治体、園の所蔵資料」に記録された内容は貧弱といわざるを得ないといどどまった。「ハンセン病問題」や「人権侵害」をめぐる「資料」なるものの活用とそのため確保とが強調されながらも、この二〇〇五年の時点では、それはいまだ緒についたばかりだったのである。しかし、癩としてハンセン病をめぐる療養所には「資料」があることもまた確かな事実であった。それらはそれぞれの療養所内で、当事者によって、大切に保存されつづけてきたり、他方で、忘れられつつあったり、そして廃棄されたりしてきたのである。

本稿はそうした「資料」——わたしはこの稿では、史料、とする——をめぐるその後のようすを概観して論点を提示するとともに、二〇一八年までわたしの調査と研究のフィールドとしてきた国立療養所大島青松園（香川県高松市）に残る、ある史料をとりあげ、その活用法をめぐる具体例の提示を課題とする。

#### 一 史料という材——図書と資料館・博物館

さきの『ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書』（二〇〇五年）

が刊行されたのち、国立療養所多磨全生園（東京都東村山市）にあった「ハンセン病図書館」が「閉鎖」され、その蔵書と「資料」が、「国立ハンセン病資料館」（同前）に「移管」され、それらの一部の書誌情報を収載した目録を同館が企画編集した。それが、国立ハンセン病資料館編『ハンセン病図書館旧蔵書目録』（日本科学技術振興財団、二〇一〇年）である。展示室と図書室がある同館は、史料（おもに図書）の閲読と展示の観覧ができる資料館と博物館の機能を有した、当時は国立の単立では唯一の機関だった。

同目録に「旧ハンセン病図書館蔵書の資料的意義―国立ハンセン病資料館移管後の活用を期待して」と題した稿を寄せた廣川和花は、「国立ハンセン病―引用者による。以下同」資料館が果たすべき今後の役割との関係から「この資料群〔旧ハンセン病図書館所蔵資料〕を指すのもつ歴史的意義や資料としての特徴について概観」すると課題をもうけて、「調査研究の一時資料として活用されるものであると同時に、ハンセン病の歴史を体験／体現してきた当事者の営為が生み出した記録として尊重されねばならない」と評価し得る国立療養所長島愛生園（岡山県瀬戸内市）に残る「資料群」を参照したうえで、「旧ハンセン病図書館所蔵資料」を「ハンセン病という一つのテーマの元に、しかも当事者によって通時的に収集された資料群の総体としてとらえることが重要である。すなわち旧蔵資料は、今後のハンセン病問題研究に資する文献・資料の宝庫であると同時に、当事者により運営されたユニークな「ハンセン病図書館」そのものの活動記録Ⅱハンセン病史を形成する事象・存在の一つであった旧図書館の歴史を跡づける歴史的史料でもあるのである。ハンセン病に直接関係ない資料が含まれていても、当事者が集め利

用してきたものであるという点で、それはハンセン病者の生活記録の一部であり、すでに歴史的な意味が発生しているため、一括してハンセン病関係資料としてとらえられるべきである。旧蔵資料の活用は、これらのことをふまえて構想されるべきである」と、その「歴史的な意味」と「活用」の仕方をお説いた。

「資料群」にある「歴史的な意味」とは、それらがたんにそこにあつた器物ではなく、廣川がいうところの「山下道輔氏という類い稀なる知性を軸に、活用され資料と人、人と人をつないできた」という時間の積みかさなりによりつくりあげられ、たくわえられ、継がれてきた「目に見えない関係性という財産」であるということだ。こうした「財産」だからこそ、それを「より豊かにしてゆくこと」が、「資料群」の移管先となつた国立ハンセン病資料館の「重要な課題」だともいう。それを果たしたり解いたり遂げたりしてゆくために、たとえば「充実した展示」をなりたたせようとするのであれば、「資料館としての基礎体力すなわち豊富な収蔵資料とその適切な保存環境を前提に、専門的技術と知見を有した職員による独立した自由な調査研究が保障されることによつてはじめて」、それが可能となる。とりわけここにもたとおり、「資料群」を所蔵し、それを管理するものがかわるとき、「これまで当事者の豊富な経験と知識に依つていた部分を継承し、新たな知見を加えてゆくためにも、長期的視野に立つた人材育成は資料館の喫緊の課題」であると指摘し、「アーカイブズの専門的知識を有した人材の安定的な確保と育成」が必要不可欠だという。

## 二 史料の器——博物館造

ハンセン病をめぐる資料館であり博物館である、国立で単館の施設としての国立ハンセン病資料館が、二〇一七年度春季企画展として「ハンセン病博物館へようこそ」を催し、同展の付帯事業として、同年七月一日には「ハンセン病博物館へようこそ」各館活動報告会<sup>⑥</sup>を開いた。この時点ではすでに、「ようこそ」との呼びかけができるほどに、ハンセン病をめぐる各国立療養所などに、同館がいうところの「ハンセン病博物館」が続々とつくられていたのだった（そうしたようすをあらわした「造造」はわたしの造語）。こうした事態は、二〇世紀末から二一世紀初頭にかけて出来たハンセン病をめぐる政策や訴訟をとおして公認された権利と義務と責任と賠償の社会への反映であり、二〇〇〇年代に「社会交流会館」などの名称がつく園内施設が、各国立療養所におかれ始めた。そうした園内施設の現状を知るうえで、国立と私立の療養所内施設から一三名が登壇したさきの各館活動報告会は絶好の機会であった。

ハンセン病をめぐる療養所は、二〇一七年の時点で国立が二三か所、私立が二か所あり、そのすべてを訪れてはいないわたしは、さきの各館活動報告会での一三名による報告と、国立療養所各園のホームページと同園内で編集発行されている逐次刊行物をとおして、各園内施設の理念や目的とそれをふまえた運営や活動について、いくつかの論点を示した。それをここにくりかえすと、論点①園内施設をとおして発信される正しい知識と理解、論点②園内施設の名称につく「ふれあい」や「交流」にかかわる人びと、論点③ハンセン病をめぐるしばしば用いられる「負の遺産」という語、論点④おなじく「生きたあかし」という語、論点⑤

園内施設の前身や基礎、である<sup>⑦</sup>。

さきにみた『ハンセン病図書館旧蔵書目録』誌上での議論や、二〇一七年以降のいくつかのハンセン病をめぐる国立療養所園内施設の動向をふまえれば、前記論点②はとくに、資料館や博物館の機能にくわえ「ふれあい」や「交流」という日々ののいつてよい実務を担う人材が問われることとなり、また、前記論点⑤をひろげると、さまざまな履歴をもつそうした園内施設の運営についての情報公開もとめられてゆく。ここでは後者の要点をあげると、園内施設を運営するための予算とその執行、運営する組織の構成とその人選と議事の公開、運営を展開するうえでの人権やハラスメントへの対処などである。

## 三 史料業務の要件——資格および人物像

さきにふれたとおり、国立ハンセン病資料館は一口に「ハンセン病博物館」の語を企画展題目に用いていたが、現実にはそうした名称の施設は、この列島のどこにもないはずである<sup>⑧</sup>。NHKが放送する「香川照之の昆虫すごいぜ！」に登場する「カマキリ先生」は（それを演じる香川照之も）どうやら教員免許状（教育職員免許状）をもっていないように<sup>⑨</sup>、「ハンセン病博物館」といっても、かならずしも「博物館法」が定めるそれをいうわけではないのかもしれない。

とはいえ、日本財団による「国立ハンセン病資料館等学芸専門職採用選考実施要項」（二〇一七年四月二十八日公示、出願書類同年五月一九日必着、同年八月一日採用予定日）での「募集職種」は「学芸員」（学芸員資格を有する者（博物館法第5条各項の資格要件に該当する者）または平成29年度内に取得見込みである者）、ただし「身分」は「公益財団

法人日本財団職員」)であり、その勤務地は、国立ハンセン病資料館、栗生楽泉園社会交流会館、邑久光明園社会交流会館、大島青松園社会交流会館(仮称)、星塚敬愛園社会交流会館、宮古南静園人權啓発交流センター)で、さらに、大島青松園社会交流会館(仮称)、星塚敬愛園社会交流会館、宮古南静園人權啓発交流センターでは、二〇一七年九月一日公示、出願書類同年九月二十九日必着、同年二月一日採用予定日とした再募集をおこなっていた。後者三施設では、初回の募集への応募がなかったか採用該当者がいなかったこととなる。

「学芸専門職員の業務内容」は、「(1)資料の収集・保管／ハンセン病の隔離政策や患者・回復者が生きてきた証といった歴史を物語る貴重な資料の散逸を防ぎ、確実に後世に継承するために、関係資料の収集・保存・管理・分類整理を行います。／(2)調査・研究／ハンセン病対策の歴史や実状を明らかにし、後世にわたってその歴史を顧みることができるようにするため、様々な角度から調査研究を行います。調査研究の成果は、常設展示への反映や、企画展示、催事等で公開するとともに、研究論文や学会発表等により広く一般に公表します。／(3)公開・教育／常設展示を作成、維持し企画展示を開催し、館内外における研修・講演をはじめ利用者の学習支援を行います。主な対象は、来館者や地域の人々、地方公共団体、学校、企業等です」とあり、かつ「応募資格および求める人物像」として、「4)古文書、民具、聞き取り、歴史的建造物、遺跡・史跡等の調査・記録・研究の経験を有する者」「6)ハンセン病問題をめぐる偏見・差別の解消や、人権問題一般に対する問題意識を持ち、そうした問題への理解を促進するために、自分自身が、事実に基づいた正確な知識を身につける意欲のある者」「7)多くの利用者に接することから、

コミュニケーション能力に自信のある者」「8)高い専門性の維持に努め、それに基づく適切な活動を展開できる者」といった、ここでは引用を省略した学歴、学芸員資格、普通自動車運転免許などをふくむ資格要件全八項目の「全てを満たす者」とするとの、なかなか厳しい「資格」とどまらない「人物像」があげられていた。

#### 四 人材の器——史料と実務担当者

さきに省略した「応募資格および求める人物像」の第一項の学歴は、「応募時点で大学卒業以上の学歴を有する者」とあるので、学位はまず、学士を取得していればよいわけだ。あれこれに例外はつきものだからあくまでおおまかなようすを示せば、「人気が高い大学の教員や公的研究機関の任期がない研究職のポストは減少傾向」にある現在、なにごとでも「職に就けるかという不安」をかかえる博士号取得者も多い<sup>10)</sup>。理系か文系かの違いや、また博物館の分野や規模や理念によって異なりはするだろうが、かならずしも研究職とはみなされないばあいもある職種である学芸員の募集にさいしても、博士号取得者の応募が多いと聞く。

さきにも「国立ハンセン病資料館等学芸専門職」の「業務」としてあげられた、「(1)資料の収集・保管」「(2)調査・研究」「(3)公開・教育」をそこに明記された「内容」のとおり実行できる技能は、大学の学部卒業したての学士の身には、かなりむづかしいこととおもう。ましてや、「意欲」や「自信」といった気の持ちようしだいでもういふにたりする要件とは違って、「(8)高い専門性の維持に努め、それに基づく適切な活動を展開できる者」(傍点は引用者による)となれば、もとよりただ大学院に在

籍したり修士や博士の学位を取得していたりしさえすれば、もとめられた能力が充分にあるとはかぎらないものの、学部四年を終えた新卒者が、施設によってはたつたひとりしかない学芸員としてそれらを遂行するには、やはり荷が重いと推し量ることが必要だろう。

ただ他方で、療養所の園内施設に勤務することとなった学芸員みずからが、つぎのとおり意思表示をするばあいもある——「大島青松園で学芸員の公募が出たときは、迷わず応募。採用が決まるとすぐに「前職は女子大の講師」でその職場に」退職願いを出しました。長く学芸員職にあった人が大学教員に転職することは、仲間内では「栄転」「出世」と捉えられていたのですが、私は再び学芸員に戻って現場に携わることを選んだので、周囲は驚いたようです<sup>①</sup>。他人の「周囲」にいるわけでも「仲間内」でもないわたしも、この短文を読んですこぶる驚いた——「長く学芸員職にあった人が大学教員に転職することは〔中略〕「栄転」「出世」なのか。これではまるで学芸員資格を取得したものにとつて大学教員になることが人生ゲームのゴールあがりのようではないか。「栄転」の反対語や対語は、左遷、おなじく「出世」のそれは、零落、か。学芸員資格をもつものがその職のままにいることは卑しく低い職位に居つづけるありさまだったり零落れていたりすることなのか、学芸専門職は閑職なのか。これでは同人の「仲間」の学芸員たちは、いつか大学教員になろうと虎視眈々と狙いながらみずからの職を腰掛けとしているが、同人のみはそうしたいわば high & low ゲームを降りたのだといっている<sup>②</sup>と聞かせるも、そのじつ、みずからの「学芸員」の職をみずから貶め汚している<sup>③</sup>とみえてしまう。

切片を集めて——ハンセン病をめぐる療養所の史料論へ

## 五 史料を手にする——フィールドをワークする

わたしは、二〇〇四年三月から二〇一八年二月までのおよそ一五年にわたつて、香川県高松市の国立療養所大島青松園へゆき、そこをわたしの調査と研究のフィールドとしてきた。そのかんに、わたしひとり、また、仲間たちといくつもの史料目録をつくった<sup>④</sup>。目録づくりはフィールドワーカーにとつての基礎作業だとおもうものの、目録といういつも念頭にかかる言辭がある——「目録はライブラリアンが作るべきだ<sup>⑤</sup>」。ここにいう「ライブラリアン」はアーキヴィストにおきかえてもよい。この主張は、「研究者は、往々にして、資料の消費者である。自らの観点からある問題の分析のために資料を利用し、一定の解釈を加え、これを公表することをなりわいとしている。しかし、その際に、利用する資料の体系を顧慮することは往々にして稀である。つまり、資料のつまみ食いを行うのである<sup>⑥</sup>」との厳しい批判とともに聞かなくてはならない。「現在に生活する研究者は、消費者として資料を消費するだけではなく、後世の研究者のために資料を体系的に残していく義務があるように思われる」のだが、しかし、「その資料をどのように保存、整理、公開していくかという手続きは比較的忘れられがちである。資料は、そのままでは利用できる状態にはならない。むしろ、失われていくものも多いと言えよう」との悔恨から発する憂慮と使命感がともに表明されていたのである。いま史料が残っているその過程には「ライブラリアンの手によって整理され」てきたそのひとつひとつの積みかさねがあったからにはかならず、だからこそ、ただ無自覚なだけの消費者や手前勝手なつまみ食い<sup>⑦</sup>が得意な不作法ものにならないために、さき<sup>⑧</sup>に示された「体系を顧慮すること」にむかつて、過去における史料の収集や保存や整理のよう

すや経緯をめぐって「研究者がライブラリアンとともに」考えよとの勧めがあったのである（ただ、わたしなら、研究者もライブラリアンともに、と書く）。

目録はライブラリアンやアーキヴィストがつくるべきだとの指示は、ともすると実務の役割分担を固定して、基礎となる作業や実務を担うものたちを見下す傲慢な消費者として研究者が好き勝手にふるまうその態度を許してしまうようにみえるかもしれない。主張者の意図も当然のことそうではないはずで、それをわたしは、ライブラリアンやアーキヴィストそれぞれの業務を尊重し、彼ら彼女たちの仕事を奪ったり侵したりせずに、そのうえで研究者はそれなりに史料をめぐる自己の役割を考えよと論しているのだと聞こうとおもう。

ただ、わたしたちが大島で調査と研究を始めたときは、史料をめぐるには、療養所の職員はもちろんのこと興味や関心などあろうはずもなく、園を訪ねるヴォランティアもジャーナリストも研究者もまるでゆきずりの一見さんのようでもあり、それこそさきの消費者然とした訪問者にすぎず、そしてなにより在園者自身もが、もはや手をつける余力をなくしつつあったといつてよい。だから、よそのもので通いのわたしたちが史料整理と目録づくりをしたにすぎない。そうした作業をすすめるなかで、かつては確実に、在園者自身のみずからのまわりにあるようすを記録していたことを、わたしたちは知っていた。それを伝える造物が、写真を貼りキャプションを書き込んでいったアルバムであり、ていねいに清書された図書台帳であり、文書を保管するために「参考書類」「協和会々則在中／庶務部」「書類箱 文化部／読んだら必ず入れておくこと」などの文字が記された紙が貼ってある木箱などである<sup>15)</sup>。

フィールドでそうした過去の痕跡にふれ、それを知り、そこから考えをめぐらせてゆくときに、それを担ったりそれに携わったりする職分に上・下も重く辱めもありはしない。大学教員という研究者と、芸員やライブラリアンやアーキヴィストとのあいだに溝を空けて後者に唾を吐きかけ蔑むものはいつたいだれなのか。<sup>16)</sup>

## 六 史料という〈歴史材〉

### (一)「新聞記事切抜帳」をひらく

わたしは、二〇一七年四月から二〇一八年二月までの二一か月にわたって、国立療養所大島青松園で、そこにおかれる社会交流会館（当時は仮称）の準備の一端を担った<sup>17)</sup>。そのころまでは同園のキリスト教霊交会教会堂を調査のおもな場所としていたため、ほぼ例年、年末には同園へゆき、教会の信徒へ挨拶し、作業や宿泊の場所として使わせていただいた霊交荘の掃除をすることとしていた。二〇一六年暮れにもいつものとおり大島へゆき、そのときはついでに同園入所者自治会にも挨拶に出向いた。その場で同会会長から社会交流会館開館にむけての準備を手伝うよう要請をうけ、翌二〇一七年三月下旬にそのおまかな打ちあわせをして、翌四月から作業にとりかかった<sup>18)</sup>。

この展示準備にかかわることとなって、あらためて、大島の自治会事務所を訪ねる回数が増えた。同事務室にある写真については、ハンセン病資料館拡充にかかる基本計画策定委員会による冊子『ハンセン病資料館拡充にかかる基本計画／写真調査報告書―国立療養所大島青松園―／平成16年5月』があることは知っていた。写真の調査をすすめるなかでもう一冊、「日本財団助成事業」の成果として『ハンセン病資料データ

ベース／登録データ一覧／大島青松園調査分／平成17年9月』があると教えられた（同冊子の著作権は「ふれあい福祉協会、笹川記念保健協力財団、日本科学技術振興財団」との表記あり）。「大島青松園調査分」というのだから、ほかの療養所でも調査をおこない、それぞれの成果をこうした冊子にまとめたのだろう。わたしは、こうした調査があったことも冊子があることも、それまでまったく知らなかった。

同冊子に収載された「ハンセン病資料データベースについて」という記述には、「これまでの経緯」として、「日本財団ではハンセン病関連資料の散逸をかねてから危惧していました。そのため平成14（二〇〇二）年度から「どこにどのような資料があるのか」ということについて全国の国立療養所、私立病院、資料館などを調査する事業に着手しました。（中略）平成16年度からは事務局を笹川記念保健協力財団に移しました。（中略）平成16年度末にこれまでの調査結果をまとめ、研究・普及啓蒙に資するためのデータベースを作成しました。このデータベースの利用・活用に関しては、今後関係者の意見を参考に、新たな委員会を設置して検討していきます」とみえる。大島には「大島青松園調査分」だけの冊子があり、ほかに、モニター、キーボード、ハードディスクがあり、ほかの療養所などについては、それを使って検索ができる。これには驚いた。「日本財団助成事業」としておこなわれた「大島青松園調査」により、なにかあるとわかったのか。さきの冊子には、「ハンセン病関連資料」の、番号、名称、写真画像、被写体の年代、所蔵元、メモが記されている。番号は10900001から10900335まで（掲載は一部順不同）、たとえば、10900233から10900338までが新聞記事で、ただし、10900272「新聞記事切抜張」と10900290「貞明皇后の記」とが記事ではなく、前者が「昭和

切片を集めてーハンセン病をめぐる療養所の史料論へ

12年から昭和25年8月までのハンセン病関連記事を集めた新聞記事切り抜き帳。大島青松園自治会（協和会）作成」で、後者は「貞明皇后の関係記事切り抜きなどで構成した手製の記録」だと記されている。これらのスクラップブックを、二〇一七年五月二日に自治会事務所のスチールキャビネット内にあることを、わたしは確認した。その数は三点。表紙は裏表ともに黒色、台紙も黒色の冊子の一冊は、その表紙に「貞明皇后の記」と墨書された付箋が貼ってある（ここでは仮にスクラップ①とす）。ほかの二点は、国立療養所邑久光明園入所者自治会から同大島青松園入所者自治会に宛てて投函された封筒（宛て先のうえに抹消線が引かれ、その線とおなじインク青で「外島関係」との筆記あり）に入っていた。うち一点は背表紙に「SCRAP/BOOK」[PATENT/No.167066/No.25]の文字がエンボス加工された市販品（おなじくスクラップ②）。もう一点が表紙に「自昭和十二年／至昭和二十五年八月／新聞記事切抜帳／協和会／（大島青松園入所者自治会）」との墨書があり、「要・返送」とマジックインク黒で記された紙片がセロファンテープで貼ってある（「大島青松園入所者自治会」は異筆か。おなじくスクラップ③）。これは厚紙を綴じた手製品で、長く伸びた綴じ紐は、たとえば、壁に打ちつけた釘にでもかけられるようになっていて、このスクラップブックはおそらく、個人の抽斗や行李などにひっそりと仕舞いこまれたのではなく、いくにんものひとが閲覧できるようにおかれていたのではないか。この新聞記事の切り抜きを貼った冊子はまた、療養所内でひとひととをつなぐ媒体でもあったのだろう。

かつてわたしは、「過去を知り、その像を組みたてる資材である」ともに、その認知や象形の仕方を探り、つくり直し、組み直して、鍛え直

す、そのための材料」となる史料を「歴史材」と呼んだ<sup>19)</sup>。スクラップ③はどういった「歴史材」なのか。

スクラップ③に貼られた新聞記事は二〇〇点あまり。それらの記事索引づくりを二〇一七年六月七日に始め、同年八月中旬におおよその作業を終えた。また、いくつかの記事については、国立国会図書館東京本館と香川県立図書館などで原紙のマイクロフィルムを閲覧し、そのコピーを入手した。貼られた記事は、その紙名と発行年月日がわかるように切り抜かれたものもあれば、そうした切り貼りがされていなくても台紙にそれらの情報が記されているものもあれば、掲載紙の情報がわからないものもある。

わかるかぎりでの記事の発行年月は、もともと古い時期は表紙の表書きよりも古く一九三六年五月で、もともとも新しいそれは表紙の記載のとおり一九五〇年八月で、ただし、年代順に記事が貼られているわけではなく、さっとみたかぎりでは貼られた順のその意図をつかむことはできない。記事のおもな紙名をあげると、芸備日日新聞、朝日新聞、大阪朝日新聞、大阪毎日新聞、朝日新聞香川版、松陽新聞、週刊朝日、四国新聞、愛媛新聞、大阪朝日新聞岡山版、毎日新聞、四国民報、山陽中国合同新聞、大阪時事新聞、香川新報、AKAHATA、家庭朝日、キリスト新聞、南日本新聞、夕刊ひろしま。

大島の療養所での郵便をめぐるようすは、わずかながらその断片のようすがわかり、月刊誌や週刊誌などの逐次刊行物が島外や職員などから寄せられたようすは、療養所内で編集発行された逐次刊行物『藻汐草』の巻末「感謝欄」をおしてわかるも（そこには、週刊朝日などがみえる<sup>21)</sup>）、新聞については、園が購読していたのか、園外などからの寄贈な

のか、在園者自身が購読していたのか、それがいまのところよくわかっていない。

ここではいくつかの切抜記事を取りあげるとしよう（つぎに、貼付順に、その記事見出し、台紙記載のキャプションなど、掲載紙名、発行年月日、を記す）。

## (二) エリックソン夫妻

記事①「日米親善に／隠れた努力／著書を通じて故国へ呼かける／エ氏夫妻久し振に帰国」（台紙のキャプションは「十一年五月廿八日、『大阪朝日新聞』一九三六年五月二八日朝刊。——記事見出しにいう「エ氏夫妻」とは、「エス・エム・エリックソン」(Swan Magnus Erickson)。このフルネームは田中キャサリンの教示による)と「ロイス・エリックソン」(Lois Johnson Erickson)のふたりで、スワンは「日本基督教教会宣教師、アメリカ人」で「明治三十八(一九〇五)年以來三十二年間の長きにわたり高松市浜の丁に在住し布教に一身を献げてゐ」たところ、「今回伝道委員の規定(七年目に一ヶ年帰国)によって「久しぶりに母国を訪ふことになつた」と報じられた。

ロイスについては、「病身ながらつねに著作に耽り」、さらに「アメリカ教会から発行した『日本の状況』」や前年末に英訳した賀川豊彦の『貧民の歌』はアメリカで五万冊を発行したが、非常に好評」だと伝え、さらに、「大島癩療養所の患者中有名なる天才詩人らの歌を今回翻訳して発行の計画を立て、ゐ」て、「大島療養所の長田穂浪<sup>22)</sup>、神田、岸野氏らの名作を翻訳発行するについては材料を全部集めてアメリカへ持ち帰ることになつてゐ」るとのこと。また、「先般、長田氏の作歌はイン・オー



ル・シングルス・ヴィクトリー（すべてに勝ち得てなほ余りあり）の題で翻訳しエッチ・シー・ラストラム氏の作曲をもつて四万部を印刷、アメリカの各方面に配布しました」とも知らせた。この記事には、椅子に座るスワンとそのうしろに立つロイスを撮った写真も載っている。

記事②「癩患者の聖書 / 米人・感激の英訳 / 大島の詩人 三十星霜の詩篇 / 海を渡る『燃ゆる心』」（台紙に記事本文とはべつに「大阪朝日」「昭和十三年八月二十六日」の部分が切り貼り）——まずこの記事に載る四葉の写真のキャプションをあげよう。「④⑤は英文「燃ゆる心」の見返し ⑥⑦はエリクソン夫妻 ⑧は長田穂波氏の筆蹟」。この記事は、見出しにあり、その表紙見返しの写真も掲載された、「エス・エム・エリクソン氏夫妻によつて長田氏自作の詩が題名も「燃ゆる心」として英文に翻訳出版された」と報じる。記事冒頭は、長田と、彼が暮らす大島の療養所のようにと、エリクソン夫妻とを報せる——「南風そよぐ瀬戸内海の一孤島大島の癩療養所に、生ける屍」として病院生活を つづけること実に三十星霜、あらゆる苦悩、疑惑、煩悶を信仰の力で解脱して不平もなく地上の穢れを離れつ、パラダイスの高きに高踏する一人の癩患詩人によつてうたはれた詩篇がこれまた三十数年の久しきにわたつて救癩運動に一身をさ、げるアメリカ人夫妻の手で翻訳出版され、遠く海の彼方に頒布されたといふこれは靈交物語である——」。

ここにいう長田とは、「香川県木田郡庵治村の第四区道府県立大島療養所が開設された明治四十二年の春から三十年のこの歲月、不治の病の身体を病舎に横たへる長田穂波氏がこの、生ける屍の詩人“である”との紹介がある。この長田について、記事はさらに詳しく綴つてゆく——「郷里徳島県をあとにこの療養所に入った〔中略〕同所最古参の患者で

あり、将来とても生きたま、この島を離れることは思ひもつかぬ悲しい宿命の持主だが、独力で勉強する一方信仰の途を歩んだ結果、神のふところに抱かれた魂の清朗さは永遠を凝視して死を離れ涙のうちに浄化を確信するといふ人間性を超越した境地に達したのだ、そしてわびしい病窓に月を眺め松籟の音を聞いては詩情のほとばしるま、に不自由な右手にペンを紐で括りつけつつ逆境の恩寵をうたつた詩篇がすでに幾百、幾千篇か」。

その詩作の多さが讃えられた彼の著作もとりあげられる——「昭和六年賀川豊彦氏、与謝野晶子氏の推薦によつて上梓した「靈魂は羽ばたく」を処女出版として「靈火は燃ゆる」「みそらの花」「回春の太陽」などを次々に著述して世の識者から「癩病人の聖書」と讃歌を贈られた」との賞讃も記事は伝えた。

記事③「アメリカの実業家は / 日本をよく諒解 / エリクソン博士の土産話」（台紙に記事本文とはべつに「大阪朝日 / 香川版」）「昭和十二年九月二十五日」の部分が切り貼り。『大阪朝日新聞』香川版一九三七年九月二十五日——記事は「去る六月初旬休暇を得て故国に帰省してみた」夫妻が「数日前第二の故郷高松市に再び温容を現した」との報道。「支那事変」下のこのとき、米国の動静を伝えつつも、大島にかかわるようすもあわせて報せる——「家内は M・T・M〔誤記を正すと Mission to Japan を指すか〕の会で大島療養所の長田穂浪さんの唄を翻訳して紹介したが大へん感銘を与へたやうでした」。この記事にも夫妻の肖像写真が載る（新聞記事の引用にさいしては、ルビを省き、読点を適宜うった）。

## 七 知る一つなく一伝える〈歴史材〉

スクラップ③にエリクソン夫妻の報道は三点あり、記事はつねに「夫妻」としてとりあげ、そして長田穂波の名もそこにあつた。夫のスワンは、高松に生まれた菊池寛作の戯曲「父帰る」（一九一七年）に「エリクソンさん」と登場するので、高松の人びとにはいくらか知られていた異人さんだったかもしれない。では、長田はどうだろうか。彼は「らい予防法」による隔離予防体制よりまえの時代において、療養所内でもっとも数多くの著作を公刊した療養者であり、北条民雄、明石海人、島田尺草とならぶ「癩文学の四高峰」との高評を得るほどの療養所在園者だった。だが療養所内においてすら、「宗教色濃いもの」と敬遠され、島内では左程よまねず、評価は外部で高まったようだ」とのいわば内輪の評判にいう外部評価も、市井一般の読書界にうけいれられたということではない。そうした長田について、記事はきちんと取材したうえで得られた情報を伝えているといつてよい。

三点の切り抜きが貼られた順は、掲載紙の発行順ではない。もっとも古い記事①は、スワンよりもロイスの動向により多くの字数をあてている。彼女は確かに、賀川豊彦の著作を英訳した *Songs from the stumps* をナシユヴィルでおそらく一九三五年に発行し、おなじくもう一冊 *Songs from the land of dawn* を一九四九年に出版しようだ（発行地不明）。また、発行の計画をたてているという「大島療養所の患者中有名なる天才詩人らの歌」が、記事②にいう『燃ゆる心』を指すとみてよい。ついで、「先般、長田氏の作歌はイン・オール・シングス・ヴイクトリー（すべてに勝ち得てなほ余りあり）の題で翻訳しエツチ・シー・ヨストラム氏の作曲をもつて四万部を印刷、アメリカの各方面に配布しました」と

いう情報は、大島に残る史料ではいまのところみていないとおもう。

つぎの記事③にいう、「大島療養所の長田穂浪さんの唄を翻訳して紹介した」というそれもまた『燃ゆる心』を指すのではないか。その『燃ゆる心』の記事②が報じていない書誌情報を示そう——これは確かにロイスが英訳した英語の書なのだが、書物本体は和綴りで、上蓋と中蓋と底がついた洋装クロス地の無双帙に収まり、そこには「hearts aglow / Stories of Lepers / by the Inland Sea」の外題が記された題箋が貼られている。書物本体の題箋には「燃ゆる心」の外題。一九三八年六月二七日発行、発行地は東京、出版社は教文館である。

さきにみたとおり、記事②には同書の見返しを撮った写真が載っているのだから、記者はこの英訳詩集を手にしたのだろう。おなじく記事に載る「長田穂波氏の筆蹟」とのキャプションがついた写真には、「謹而／療養所図書部へ／贈ります／昭和八年十月七日／著者」の文字がみえる。一九三三年九月三〇日発行と奥付に記された長田の著作は『回春の太陽』（発行地京城、発行所培文堂森書店）で、かつて大島の文化会館図書室にあつた同書には、記事②の写真にある献辞は記されていない。もっともそれは「協和会蔵書」の一冊で「療養所図書部」が管理する蔵書ではない。現在は管理棟というかつてであれば本館にあたる建屋の二階にある図書室には、わたしは二、三度しか入ったことがなく、ごくかんとたんに見渡したかぎりでは同書があつたという覚えがない。

長田を知らないものからすると、「詩情のほとばしるまゝに不自由な右手にペンを紐で括りつけつつ」といった記事からは、記者が彼のようにすをよくとらえているとみえることだろう。記事②にあげられた長田の著作の『靈魂は羽ばたく』（光友社、一九二八年）に賀川豊彦が寄せた

「序」には「ペンを右手に紐で括り付けて、この詩篇を書いた」と記されているし、おなじく『みそらの花』（同前）には口絵写真のキャプションに、「右手にペンを括りつけてものしたる」とみえる。記者は長田に会ってはいないとうかがえるも、エリクソン夫妻から彼のことを聞いたり、彼の著書を手にとったりして記事を書いたのだろう。

ところで、記事②は新聞紙面の題字（大阪朝日）と発行年月日（昭和十三年八月二十六日）の箇所も切り貼りされていたから、掲載紙などがわかるのだが、この原紙がみつからないのだ。『大阪朝日新聞』一九三八年八月二五、二六、二七日の香川版第三版紙面にも、本社版朝夕刊にも、岡山版のいずれにも、この記事はなかった。じつはこの記事は、わたしよりもさきに、田中キヤサリンが国立療養所長島愛生園神谷書庫に残るやはりスクラップブックにみついていた。大島にもスクラップブックがあったとわかり、あらためて両者の記事を照合した（二〇一七年五月二五日受信電子メール）。紙面記事はまったくおなじ。ただし、神谷書庫にあるスクラップブック台紙の手書きキャプションは、「大阪朝日新聞 13、8、25（夕刊）」と記されていた。<sup>(26)</sup>大島と長島に残るスクラップブックに貼られた記事が現にあるのだが、しかし、その原紙がいまだ不明で、発行日も確定できないのである。

わたしはハンセン病をめぐる各療養所に、どのくらい新聞記事のスクラップブックが残っているのかを知らない。少なくとも大島に残るそれをみたかぎりではあっても、療養所内からその外のようなすを知ろうとする意思があり、そのいくらかを叶える手立てとして日刊新聞や月刊誌や週刊誌が園内に届く回路があり、また、療養所の外からその内のようすを知ってひろく伝えようとする意思があり、それによって得られた情報

切片を集めて―ハンセン病をめぐる療養所の史料論へ

や知見を媒介するものが流通し、これらの総体が療養所の内と外とをつないでいたのである。それは、かすかで、わずかで、もろいつながらであったともいえよう。そうした断片、脆弱、断続に着目するよりは、療養所を生きた当事者たちの実感にほかならない「閉ざされた島」や「隔絶の里程」という形容<sup>(27)</sup>こそ寄り添ってハンセン病問題を考えよという指示のほうが強力なのだろう。それでもわたしは、当事者の心情を逆撫でするかもしれないまでも、いまにいたるまで遺されてきた、過去を生きた療養者たちの生の痕跡である造物<sup>(28)</sup>を史料として活かし、癩<sup>(29)</sup>そしてハンセン病をめぐるつくりあげられた仕組みを見極め、それを解き、説く手際を練りあげたいとおもう。

記事②にみえる「生ける屍の詩人」の語は、自分たちの安寧を脅かすがゆえに排除すべき異形なものへの不安と恐怖をあらわし、また同時に、隔絶の地に隔離し終えて交際の謝絶が実現した絶対他者へのいくらかの憐憫と慈悲と悲哀とを懐き得るわが身への自覚のあらわれでもある。それらを確かめたうえでなお、わたしは、新聞記事を介して隔離のむこうとこちらとにある、知る―伝える、という心性への着目を手放さずに、癩<sup>(30)</sup>そしてハンセン病をめぐるわたしの居住まいを整える試みをしようとおもう。

確かに療養所を生きたひとが切り抜いて台帳に貼りつけた記事がいまもある。それは新聞紙という本体の切り屑<sup>(31)</sup>でも残り滓<sup>(32)</sup>でもないはずで、その切片がいまあることこそが、過去を歴史として考える入口となるのだとおもう。

おわりにかえて——史料論の不在

さきにみた『ハンセン病図書館旧蔵書目録』誌上での議論は、「旧蔵書」をそこに書かれた文字を読むための図書とはせずに、それを介してあれこれをつなぐ機能を果たしてきた媒介物ととらえていた。だからこそ論者は「財産」という語を用いたのだ。その目録刊行の翌年に、やはり国立ハンセン病資料館が編集した逐次刊行物にわたしは、ハンセン病をめぐる史料の「書史論」を提起した<sup>(28)</sup>。それから早くも一〇年が経とうとするいまもつて、ハンセン病をめぐる史料論は、ほとんど展開していないといえる。

たとえば、二〇一七年に発行された『日本ハンセン病学会雑誌』第八六巻第二号に掲載された三編の稿をみると、森修一「ハンセン病アーカイブズに求められるもの―「近現代ハンセン病資料アーカイブズ」の意義と課題」は、「近現代ハンセン病資料アーカイブズ」なるものの「事業内容」「目的」「近現代ハンセン病資料アーカイブズ事業が明らかにしようとする事象」「本事業を支える研究費」などを列挙し、「今後、本事業は大幅な拡張を行い、学術データベースとしての確立を目指します」と記して稿を閉じているが、「本事業を支える研究費」のひとつであるいわゆる科研究費基盤研究（C）研究課題「近現代ハンセン病医学資料の研究とデータベース作成」（二〇一八年度完了）の「研究実績の概要」として、「日本のハンセン病政策を再評価するために、日本と世界のハンセン病関連資料（特に医学資料）を研究すると共に、これらの資料に加え、これまで公開されていなかった資料を収集し、データベース化を行い公開」「これまで収集した医学関連資料を中心に約9000点のデジタル化を終了させ、データベースに登録した」などとの記載がならぶも、

Googleで「近現代ハンセン病資料アーカイブズ」を検索したところ、上位五件は、「KAKEN-Research Project-近現代ハンセン病医学資料の…」「近現代ハンセン病アーカイブズ」-Stage」「ハンセン病アーカイブズに求められるもの」-Stage」「PDF」」「バックナンバー…日本ハンセン病学会雑誌-医学文献検索サービス」で、データベースはまったくヒットしなかった。「公開」や「登録」とあるのに、検索の仕方がまずいのかGoogleが機能していないのか、とても不思議な事態に出くわした（二〇一九年二月二九日閲覧）。

つぎに、原田寿真「地域で文書を保存していく意義―菊池恵楓園社会交流会館における熊本大学生の手による企画展実施の事例から」は、「はじめに」から「5. 結びにかえて」まで全六項目の見出しのうち論題にかかわる箇所は「3. 文書を活かす試み―社会交流会館における企画展」のみで、ほかは、「1. 恵楓園収蔵文書の来歴・収蔵の経緯」「2. 文書管理の現状と現行法制度」「4. 今後の文書管理方針、将来の展望」が記され、それらの要点は文書の現地保存と現行法制度とをどう接合させるかにとどまり、「文書を活かす試み」とは「学生らは自治会宛てに開示されたそれらの文書（国立療養所菊池恵楓園が最高裁判所に提出した特別法廷にかかわるそれ）を読み込み、展示を作成したのである」「今回学生らは恵楓園を訪れ、その足で歩き、その目で文書を読み、その耳で入所者の話を聞いた。「特別法廷」という彼らにとっては遠く感じられる問題について極めて主体的に向かい合ったのである」と、調査―史料―展示をめぐるごくあたりまえの展開をのべたにすぎなかった。

そして、廣川和花「日本における医療アーカイブズの現状と課題―ハンセン病資料を念頭に置いて」も「ハンセン病医療記録の利用の可能性」

の提示とそれへの着目にとどまっているようにみえてしまう。

もとより、「園収蔵文書」にしても「ハンセン病医療記録」にしても、これまで活用されにくかったどころか、その所在や概要すら適確に把握されてこなかったからこそ、いまあらためて、あるいは、いまこの機に、手はずを整える必要がある、そのためにも、廣川が指摘するとおり、「各療養所に資料館ができてつある今、それらの組織にはぜひ、療養所と入所者との間をつなぎ、歴史研究とアーカイブングの専門家として、資料の保存と活用機能を担っていただき」、かつ「療養所内の職員の方々が、資料所蔵者としての自覚を持って、資料の今後を決める主体として動き、アーキビストや歴史家と共同しこうした作業を進めていくことが、後世に歴史遺産を伝える重要な鍵になる」ことはまちがいない。そのためにも同人がすでに二〇一〇年の時点でとなえていたとおり、「アーカイブズの専門的知識を有した人材の安定的な確保と育成」も「長期的視野に立った人材育成」も依然として「喫緊の課題」であり、その要に各園内施設の学芸員は尽力する必要がある、「大学教員」になることが「栄転」だの「出世」だのといつて遜つたりそこから外れることを自負としたりしている暇などないはずなのだ。

ただ、「アーカイブズの専門的知識」があるものが療養所内でその技能を果たして資料館であり博物館である園内施設を運営できれば充分だとは、わたしにはおもえない。現に史料を手にするものが、そうした営為をふまえ、それらの積みかさねを経たうえで、歴史なるものの認識や叙述のなにかしらをうまいぐあいに組みかえられるようにならなければ、過去からいまへと遺され、さらにそれを未来へと継いでゆく史料なるものを活かしたことはならないようにおもう。史料は、ただ過去の

切片を集めて―ハンセン病をめぐる療養所の史料論へ

空白域を埋めるためにある、ジグソーパズルに欠けていた一片のピースなのではない。史料を活かして歴史の知り方やわかり方や書き方を組みかえてゆく―そうしたたくふうを凝らすものは、大学教員であれ学芸員であれアーキビストであれ、だれでもよい。史料のままで職分の違いなどない。

注

- (1) ハンセン病問題に関する検証会議編『ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書』（財団法人日弁連法務研究財団、二〇〇五年）の「」挨拶。
- (2) 前掲『ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書』の「第十九 再発防止のための提言」「第8 資料の保存・開示等」「一 提言の趣旨」「二 資料の保存」（傍点は引用者による）。
- (3) 歴史を知ったり書いたりするときの素材にたいしてしばしば「史料」「資料」「史資料」の語がおもに歴史研究者によって用いられている。わたしはこれらの語のそれぞれに厳格に公認された定義があるとはみていない。ちなみに『広辞苑』（第六版）は「史料」を「歴史の研究または編纂に必要な文献・遺物。文書・日記・記録・金石文・伝承・建築・絵画・彫刻など。文字に書かれたものを「史料」、それ以外を広く含めて「資料」と表記することもある」と説いている。おおまかには、「歴史資料」を約めて「史料」というところ  
でよいだろう。
- (4) 二〇〇七年に「高松宮記念ハンセン病資料館」が「再開館」（同館HP、二〇二〇年一月四日閲覧）。
- (5) 「ハンセン病図書館」の歴史とその閉鎖や蔵書移管については、山下道輔著、柴田隆行編『ハンセン病図書館―歴史遺産を後世に』（社会評論社、二〇一一年）を参照。同書へのわたしの批評に、阿部安成（「山下道輔著、柴田隆行編『ハンセン病図書館』を読む」図書と図書室の生―頼ぞしてハンセン病をめぐる国立療養所の図書と図書室が活きる」ワーキング・ペーパー・シリーズ第一六三号、滋賀大学経済学部、二〇一二年三月）がある。

- (6) 同展への批評に、阿部安成「具体的なイメージにふれるこの機会を、実際に各館を訪れてみるきっかけに」という企画―国立ハンセン病資料館二〇一七年度春季企画展「ハンセン病博物館へようこそ」と同展付帯事業「ハンセン病博物館へようこそ」各館活動報告会に寄せたノート」(『滋賀大学経済学部研究年報』第二四巻、二〇一七年)と同「展示の刹―ハンセン病をめぐる国立療養所園内施設の現在」(『彦根論叢』第四一六号、二〇一八年五月)がある。
- (7) 前掲「展示の刹」を参照。
- (8) 東京都目黒区下目黒には、「医学博士亀谷了(一九〇九―二〇〇二)が私財を投じて一九五三年に創設した寄生虫学専門の私立博物館」である「目黒寄生虫館」があるが(同館の英語名称は、Meguro Parasitological Museum。同館HP、二〇二〇年一月六日閲覧)。
- (9) 同番組HPには「日本を代表する俳優。熱狂的なボクシングファン、昆虫好きとしても知られている」との紹介がある(同前閲覧)。
- (10) 「はてな? スコープ/戸惑いの「博士号」取得/就職や収入で将来に不安」(『朝日新聞』二〇一九年九月二十八日朝刊東京本社版)。
- (11) 「新任のご挨拶」(『青松』通巻第七〇〇号、二〇一八年五月)。なお、同誌の「発行者」は「国立療養所大島青松園協和会」(協和会)とは同園入所者自治会の名称)で、「発行所」は「七七一―一九八 香川県高松市庵治町六〇三四の一/電話 大島青松園 〇八七―八七―一三三三(代表)」とみえる。同園福祉室室長(二〇一九年六月一日同人発信電子メール)によると同誌は「園の機関誌」であるとのこと。同誌の最新号は二〇二〇年一月時点で、香川県立図書館、高松市中央図書館、国立ハンセン病資料館図書室、国立国会図書館東京本館、などで閲覧できる。
- (12) 阿部安成「島の野帖から―ハンセン病をめぐる療養所がある島でのフィールドワークから歴史を繰る試み」滋賀大学経済学部研究叢書第五一号(滋賀大学経済学部、二〇一八年)を参照。それらの目録のほとんどがウェブ上で閲覧できる。
- (13) 二〇二〇年二月三日―一五日に滋賀大学経済経営研究所で開催した「旧植民地関係資料をめぐる朝鮮・満洲・中国・台湾」戦前期文献保存のワークショップ」での飯島渉の発言(阿部安成ほか「彦根高等商業学校収集資料のポリティクス」『彦根論叢』第三四四・三四五号、二〇〇三年一月)。
- (14) 飯島渉「旧制横浜高等商業学校収集資料について」(『横浜国立大学経済学部附属貿易文献資料センター所蔵旧制横浜高等商業学校収集資料目録』横浜国立大学経済学部附属貿易文献資料センター、二〇〇一年)。
- (15) たとえば、阿部安成、石居人也「香川県大島の療養所に展開した自治の痕跡―療養所空間における(生環境)をめぐる実証研究」(『滋賀大学環境総合研究センター研究年報』第一〇巻第一号、二〇一三年)や阿部安成「きりとる―国立療養所大島青松園キリスト教霊交会の写真」(『滋賀大学経済学部研究年報』第二四巻、二〇一七年)を参照。
- (16) 前掲「新任のご挨拶」執筆者はその執筆稿「学芸員のお仕事(3)―資料「燻蒸」その後は…?」(『青松』通巻第七〇三号、二〇一八年二月)に「これは「日本銀行券 A 一円券」で、肖像画の人物はご存知、二宮尊徳です。1946(昭和21)年3月発行、実は現在も有効なお札です。日本銀行へ持っていけば、1円と交換してくれます(笑)」(傍点引用者)の文章とともに整理中の図書にはさまっていた同紙幣の写真を掲載し、つぎの連載稿「学芸員のお仕事(番外編)―社会交流会館準備状況中間報告会を終えて」(同前通巻第七〇四号、二〇一九年二月)の末尾に「掲載画像に関するお詫びと訂正」との見出しのもとに「日本銀行券 A 一円券」は現在も有効なため、画像を掲載する際はこのように加工して「文章したに掲載された写真には抹消の斜線が引いてある」、無断複製、偽造防止の策をとらなければいけません。/執筆者の不手際から多大なご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫びし、ここに訂正いたします」と記している。だれに「迷惑」(①)どうしてよいか迷うこと」(②)困り苦しむこと」(③)他人からやっかいな目にあわされて困ること」(『広辞苑』第六版)をかけたのだろうか。「お詫び」するのであれば、むしろ「通貨及証券模造取締法」に抵触する可能性がある状態にたいしてではないのか(財務省HP「トップページ、サイトマップ」よくあるご質問/通貨/紙幣や硬貨の写真やイラストを印刷物に使ってもいいですか」二〇二〇年一月七日

閲覧。

- (17) 厳密に言えば残務整理として二〇一九年一月、二月、三月にも大島に渡った。
- (18) この業務をめぐっては委託や兼業などの事務手続きはいっさいなく、すべてわたしの研究費による公務出張としておこなわれた。
- (19) 〈歴史材〉については、阿部安成、今井綾乃「歴史材」を活かす―「大学アーカイブズ」をめぐる近年の動向から」〔滋賀大学経済学部研究年報』第二二巻、二〇一五年）を参照。
- (20) 阿部安成「造物である詩誌―ハンセン病をめぐる国立療養所大島青松園での詠歌の結びあいを記録する」〔国立大学法人滋賀大学研究推進機構環境総合研究センター研究年報』第一六巻第一号、二〇一九年）を参照。
- (21) 一九三二年創刊、一九四四年休刊の同誌は、阿部安成監修、解説『藻汐草』リプリント国立療養所大島青松園史料シリーズ2（近現代資料刊行会、二〇一四年）によって閲覧できる。
- (22) 長田についてはひとまず、阿部安成「長田穂波の痕跡―療養所の生のあるわし方」〔ハンセン病市民学会年報二〇〇八』ハンセン病市民学会、二〇〇八年）、同『島で―ハンセン病療養所の百年』（サンライズ出版、二〇一五年）第四章、を参照。
- (23) 「文芸活動の歷程」〔閉ざされた島の昭和史―国立療養所大島青松園入園者自治会五十年史』大島青松園入園者自治会（協和会）、一九八一年）。
- (24) ロイスについては、阿部安成「読めない詩―癩療養者長田穂波と訳詩者ロイス・エリクソン」〔ワーキング・ペーパー・シリーズ第二〇二号、滋賀大学経済学部、二〇一三年九月）を参照。
- (25) 同書についても前掲「読めない詩」を参照。
- (26) なおこのスクラップブックの台紙には、「園長」「庶務課長」「主任」による回覧済みをあらわす押印や署名ができる欄がスタンプで押されているので、これは園の物品である（園長の署名と庶務課長の押印あり）。
- (27) 前者は前掲『閉ざされた島の昭和史』の書名の一部、後者は長島愛生園入園者自治会編『隔絶の里程―長島愛生園入園者五十年史』（日本文教出版、一九八二年）の書名。

(28) 阿部安成「島の書、書の園―国立療養所大島青松園をフィールドとした書史論の試み」〔国立ハンセン病資料館研究紀要』第二号、二〇一一年）。

